

高山市人権だより

令和5年8月発行

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

高山市 市民活動部 生涯学習課

TEL : 0577-35-3155 FAX : 0577-35-3414

E-MAIL : shougaigakushuu@city.takayama.lg.jp

子どもの人権を尊重しましょう

※携帯電話・スマートフォンで過去発行分の閲覧が可能。こちらから⇒



いじめや体罰を理由に児童・生徒が自殺、親の養育放棄で乳幼児が衰弱死、児童ポルノをインターネットで販売した男性を逮捕…。子どもが被害者である報道の一部ですが、このように痛ましい事案が後を絶ちません。子どもも1人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。

子どもの権利条約とは？

「生きる権利」

- ・健康に生まれ、防げる病気などで命をうばわれないこと
- ・病気やケガをしたら治療を受けられること



「育つ権利」

- ・自分の名前や国籍を持ち、親や家族と一緒に生活することができること
- ・教育を受け、休んだり遊んだりできること
- ・考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができること など



「守られる権利」

- ・あらゆる種類の虐待や放任、搾取、有害労働などから守られること
- ・障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られること
- ・戦争から守られ、犠牲になった子どもの心や身体が守られること など



「参加する権利」

- ・自由に意見を表したり、集まってグループをつくったり、自由な活動を行ったりできること
- ・プライバシーや名誉がきちんと守られること
- ・成長に必要な情報が提供され、子どもにとってよくない情報から守られること など



子どもの自尊心を大切にし、個性を持ったかけがえのない存在として、一人一人を尊重し、次代を担う子どもが安心して健やかに成長できる社会をつくることは、「大人の責任」です。

令和5年8月23日(水)～8月29日(火)は、
全国一斉「子どもの人権110番」強化週間です。

■電話相談所の受付時間を延長しています。日頃悩んでいることなどを、この機会に相談してみませんか？

子どもの人権110番 ☎0120-007-110(フリーダイヤル)

【受付時間】月～金 8:30～19:00 土・日 10:00～17:00

(強化週間以外でも、平日8:30～17:15は、上記ダイヤルで相談に応じています)

※インターネットでの相談も可能です。詳しくは「インターネット人権相談」で検索。